

平成21年 No.23

東京学芸大学事務点検評価委員会規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

制定理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学事務点検評価委員会規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年4月14日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成21年規則第18号

東京学芸大学事務点検評価委員会規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学事務点検評価委員会規則（平成16年規則第46号）
- (2) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成11年規則第7号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (5) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成21年4月14日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学事務点検評価委員会規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長</p> <p>(2) 各部長</p> <p>(3) 総務課長，企画課長，財務課長，学務課長及び学術情報課長</p> <p>(4) その他事務局長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>(規則の改廃)</u></p> <p><u>第10条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長</p> <p>(2) 各部長</p> <p>(3) 総務課長，企画課長，財務課長，学務課長，<u>施設企画課長</u>及び学術情報課長</p> <p>(4) その他事務局長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p>

東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p><u>(規則の改廃)</u> <u>第7条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則) <u>第8条 この規則に定めるもののほか、パソコンリーダーに関し必要な事項は、事務情報化推進協議会が定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(補則) <u>第7条 この規則に定めるもののほか、パソコンリーダーに関し必要な事項は、事務情報化推進協議会が定める。</u></p>

別表

パソコンリーダー配置部局及び人員

パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員
総務部総務課	1		
総務部企画課	1	学術情報部	1
総務部人事課	1	監査室	1
総務部学系支援課	4		
総務部附属学校課	1		
財務部財務課	1		
財務部経理課	1		
<u>財務部施設課</u>	<u>1</u>		
学務部学務課	2		
学務部学生サービス課	1		
学務部入試課	1		
学務部国際課	1		

別表

パソコンリーダー配置部局及び人員

パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員
総務部総務課	1	<u>施設マネジメント部</u>	<u>1</u>
総務部企画課	1	学術情報部	1
総務部人事課	1	監査室	1
総務部学系支援課	4		
総務部附属学校課	1		
財務部財務課	1		
財務部経理課	1		
学務部学務課	2		
学務部学生サービス課	1		
学務部入試課	1		
学務部国際課	1		

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
(規則の改廃)			
第33条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。			
別表		別表	
総務課に属するもの	東学芸総第 号	総務課に属するもの	東学芸総第 号
企画課に属するもの	東学芸企第 号	企画課に属するもの	東学芸企第 号
人事課に属するもの	東学芸人第 号	人事課に属するもの	東学芸人第 号
学系支援課に属するもの	東学芸支第 号	学系支援課に属するもの	東学芸支第 号
附属学校課に属するもの	東学芸附第 号	附属学校課に属するもの	東学芸附第 号
財務課に属するもの	東学芸財第 号	財務課に属するもの	東学芸財第 号
経理課に属するもの	東学芸経第 号	経理課に属するもの	東学芸経第 号
<u>施設課に属するもの</u>	<u>東学芸施第 号</u>	学務課に属するもの	東学芸学務第 号
学務課に属するもの	東学芸学務第 号	学生サービス課に属するもの	東学芸学サ第 号
学生サービス課に属するもの	東学芸学サ第 号	入試課に属するもの	東学芸入第 号
入試課に属するもの	東学芸入第 号	国際課に属するもの	東学芸国際第 号
国際課に属するもの	東学芸国際第 号	<u>施設企画課に属するもの</u>	<u>東学芸施企第 号</u>
学術情報課に属するもの	東学芸学情第 号	<u>保全課に属するもの</u>	<u>東学芸保第 号</u>
情報基盤課に属するもの	東学芸情基第 号	学術情報課に属するもの	東学芸学情第 号
監査室に属するもの	東学芸監第 号	情報基盤課に属するもの	東学芸情基第 号
総合教育科学系に属するもの	東学芸総合第 号	監査室に属するもの	東学芸監第 号
人文社会科学系に属するもの	東学芸人文第 号	総合教育科学系に属するもの	東学芸総合第 号
自然科学系に属するもの	東学芸自然第 号	人文社会科学系に属するもの	東学芸人文第 号
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号	自然科学系に属するもの	東学芸自然第 号

環境教育実践施設に属するもの	東学芸環第 号
教育実践研究支援センターに属するもの	東学芸実第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保セ第 号
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
有害廃棄物処理施設に属するもの	東学芸有第 号
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号
学生相談センターに関するもの	東学芸相第 号
学生キャリア支援センターに関するもの	東学芸キ第 号

〔省略〕

附 則

この規則は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号
環境教育実践施設に属するもの	東学芸環第 号
教育実践研究支援センターに属するもの	東学芸実第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保セ第 号
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
有害廃棄物処理施設に属するもの	東学芸有第 号
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号
学生相談センターに関するもの	東学芸相第 号
学生キャリア支援センターに関するもの	東学芸キ第 号

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
[省略]				[省略]			
(規則の改廃)				[省略]			
第7条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。				[省略]			
[省略]				[省略]			
別表第2 (財務部関係)				別表第2 (財務部関係)			
事 項	名 義 者	専 決 者		事 項	名 義 者	専 決 者	
(1) 会計経理に関する訴訟等に関する文書（重要なものを除く。）	学 長	事 務 局 長		(1) 会計経理に関する訴訟等に関する文書（重要なものを除く。）	学 長	事 務 局 長	
(2) 会計事務取扱いに係る規則等の制定及び改廃に関する文書	学 長	事 務 局 長		(2) 会計事務取扱いに係る規則等の制定及び改廃に関する文書	学 長	事 務 局 長	
(3) 契約担当役等の監督及び検査事務の委任に関する文書	学 長	事 務 局 長		(3) 契約担当役等の監督及び検査事務の委任に関する文書	学 長	事 務 局 長	
(4) 出納職員の交替検査の検査員の任免及び当該検査報告に関する文書	学 長	財 務 部 長		(4) 出納職員の交替検査の検査員の任免及び当該検査報告に関する文書	学 長	財 務 部 長	
(5) 検定及び弁償に関する文書	学 長	事 務 局 長		(5) 検定及び弁償に関する文書	学 長	事 務 局 長	
(6) 物品（図書を除く。）の分類換、管理換、物品の不用決定及び処分承認に関する文書（1件の取得原価が50万円以上のものを除く。）	理事（総務等担当）	財 務 部 長		(6) 物品（図書を除く。）の分類換、管理換、物品の不用決定及び処分承認に関する文書（1件の取得原価が50万円以上のものを除く。）	理事（総務等担当）	財 務 部 長	
(7) 物品（図書を除く。）の寄附受入れに関する文書（1件の取得原価が50万円以上のものを除く。）	理事（総務等担当）	財 務 部 長		(7) 物品（図書を除く。）の寄附受入れに関する文書（1件の取得原価が50万円以上のものを除く。）	理事（総務等担当）	財 務 部 長	
(8) 物品（図書を除く。）の無償貸付及び譲渡に関する文書	学 長	財 務 部 長		(8) 物品（図書を除く。）の無償貸付及び譲渡に関する文書	学 長	財 務 部 長	

(9) 科学研究費補助金の経理に関する文書	学 長	財 務 部 長	(9) 科学研究費補助金の経理に関する文書	学 長	財 務 部 長
(10) 契約締結伺に関する軽易な文書	事務局長	財 務 部 長	(10) 契約締結伺に関する軽易な文書	事務局長	財 務 部 長
(11) 諸謝金に係る伺文書	事務局長	財 務 部 長	(11) 諸謝金に係る伺文書	事務局長	財 務 部 長
(12) (独) 日本スポーツ振興センターの経理に関する文書	学 長	財 務 部 長	(12) (独) 日本スポーツ振興センターの経理に関する文書	学 長	財 務 部 長
(13) 試験研究用アルコールの購入許可申請及びその使用済報告に関する文書	学 長	財 務 部 長	(13) 試験研究用アルコールの購入許可申請及びその使用済報告に関する文書	学 長	財 務 部 長
(14) 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書	学 長	財 務 部 長	(14) 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書	学 長	財 務 部 長
<u>(15) 不動産の取得, 用途廃止等の協議又は通知のうち軽易な文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(16) 不動産の貸付及び使用許可に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(17) 境界確定協議に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(18) 登記簿謄本等の交付及び閲覧の申請に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(19) 仮設物の設置及び取りこわしの承認に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(20) 職員宿舍の貸与及び明渡猶予の承認に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(21) 職員宿舍の使用料の決定並びに模様替及び自動車保管場所等の承認に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(22) 不動産及び職員宿舍の調査報告に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 課 長</u>			
<u>(23) 防火管理に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>			
<u>(24) 施設整備費補助金の概算要求に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>			
<u>(25) 施設整備事業の事業計画に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 部 長</u>			
<u>(26) 施設整備費補助金の交付申請に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>			

<u>(27) 工事費構成調査に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 部 長</u>
<u>(28) 一般競争参加者（工事関係）の資格審査及び名簿登録に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財 務 部 長</u>
<u>(29) 建築工事，消防，高圧ガス取締及び公害防止関係法令に基づく提出書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 課 長</u>
<u>(30) 排水放流許可願関係書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 課 長</u>
<u>(31) 水道，ガス，電気，ボイラー，エレベーター及び構内交換等設備工事に係る提出書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 課 長</u>
<u>(32) 電気工作物保安規則に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 課 長</u>

[省略]

[削除]

--	--	--

[省略]

(施設マネジメント部関係)

事 項	名 義 者	専 決 者
<u>(1) 施設整備費補助金の概算要求に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>
<u>(2) 施設整備事業の事業計画に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 マ ネ ジ メ ン ト 部 長</u>
<u>(3) 施設整備費補助金の交付申請に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>
<u>(4) 工事費構成調査に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 部 長</u>
<u>(5) 一般競争参加者（工事関係）の資格審査及び名簿登録に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 マ ネ ジ メ ン ト 部 長</u>
<u>(6) 建築工事，消防，高圧ガス取締及び公害防止関係法令に基づく提出書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 企 画 課 長</u>
<u>(7) 排水放流許可願関係書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 企 画 課 長</u>
<u>(8) 水道，ガス，電気，ボイラー，エレベーター及び構内交換等設備工事に係る提出書類文書</u>	<u>学 長</u>	<u>施 設 企 画 課 長</u>

<u>(9) 電気工作物保安規則に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(10) 不動産の取得、用途廃止等の協議又は通知のうち軽 易な文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(11) 不動産の貸付及び使用許可に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(12) 境界確定協議に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(13) 登記簿謄本等の交付及び閲覧の申請に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(14) 仮設物の設置及び取りこわしの承認に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(15) 職員宿舎の貸与及び明渡猶予の承認に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(16) 職員宿舎の使用料の決定並びに模様替及び自動車保 管場所等の承認に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(17) 不動産及び職員宿舎の調査報告に関する文書</u>	学 長	施設企画課 長
<u>(18) 防火管理に関する文書</u>	学 長	事務局 長

〔省略〕

附 則

この規則は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

〔省略〕

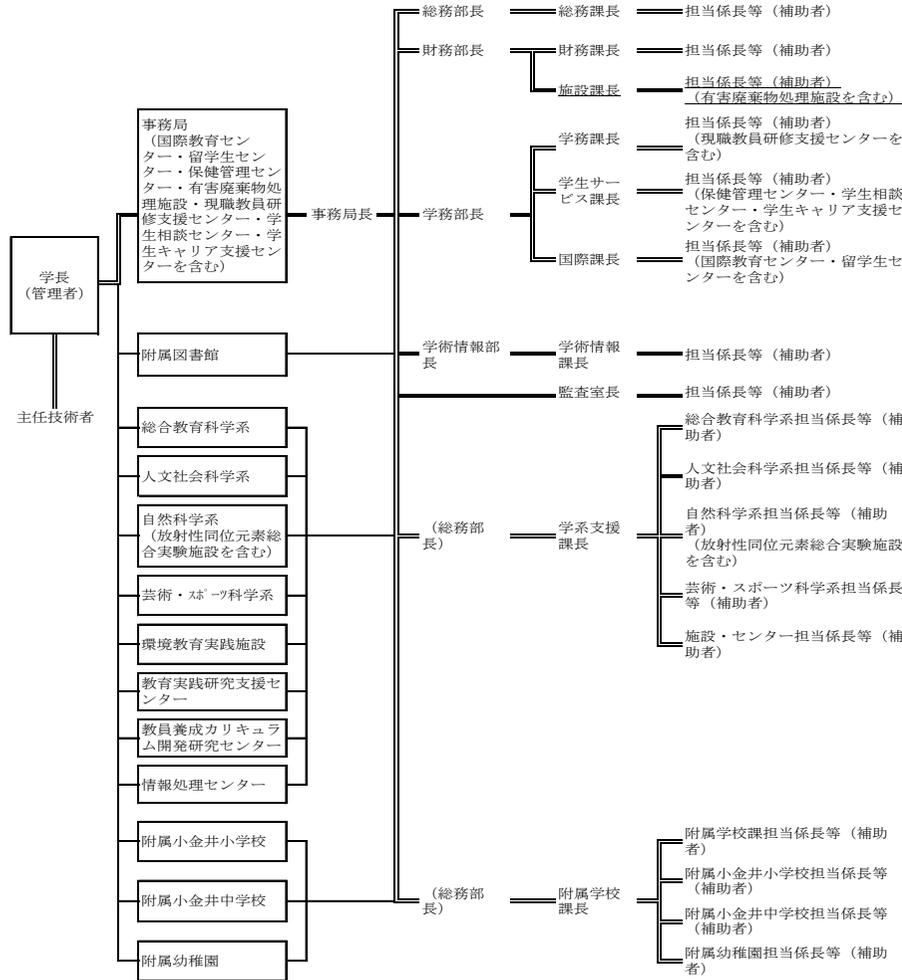
東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p><u>(規則の改廃)</u> <u>第17条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他) <u>第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(その他) <u>第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p>

別表第1

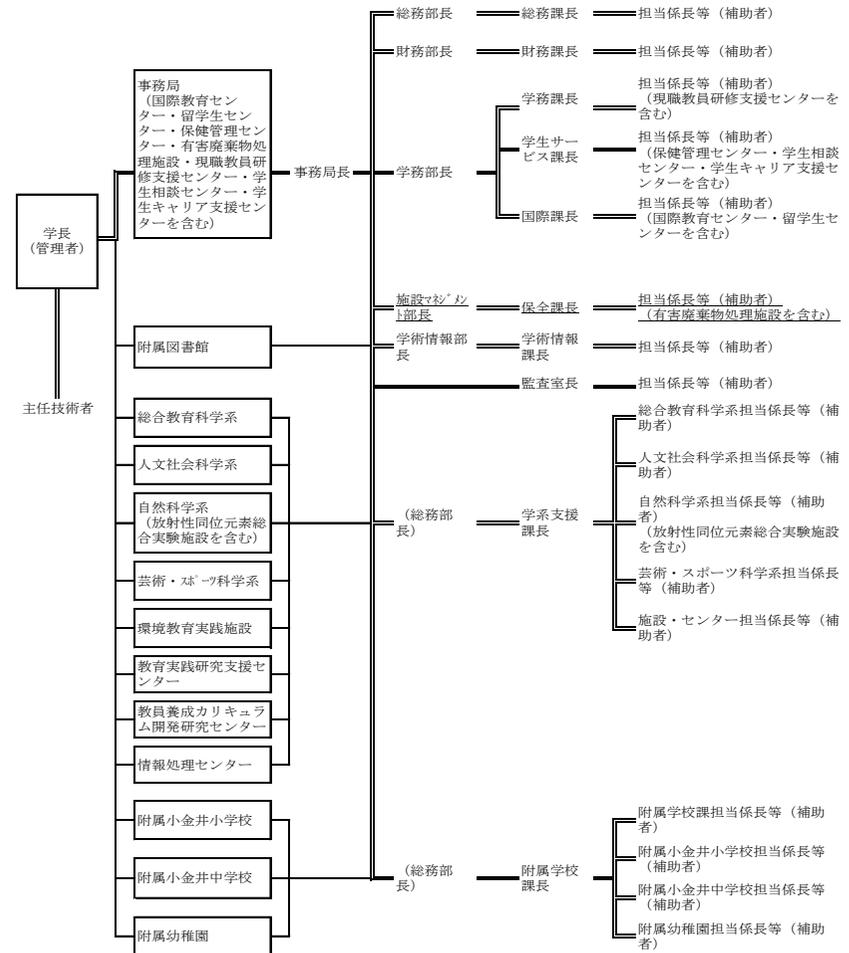
組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統;
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

別表第1

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統;
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正										現 行													
(様式2) 学内文書交換表										(様式2) 学内文書交換表													
月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							学 術 情 報 部	〔省略〕	月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							学 術 情 報 部	〔省略〕
			〔省略〕	財 務 課	経 理 課	施 設 課	〔省略〕	国 際 課	〔省略〕						〔省略〕	〔省略〕	財 務 課	経 理 課	〔省略〕	国 際 課	施 設 ・ マ ネ ジ メ ン ト 部		
〔省略〕										〔省略〕													
<p><u>附 則</u> この要項は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p>																							